

博士論文のインターネット公表

- 学位規則により、博士の学位を授与された方は、原則、学位取得後1年以内に学位論文の全文を本学学術情報リポジトリ(QIR)により公表します。
- すべての博士論文は国立国会図書館によって収集され、国立国会図書館での閲覧や複写等の利用に供されます。
- 学府において、やむを得ない事由があると認められ、学位取得後1年を超えてインターネットによる公表ができない場合は、博士論文の全文に代えて、博士論文の要約により公表することとなります。

- <やむを得ない事由>
1. 立体形状による表現を含む等の理由
 2. 著作権保護、個人情報保護等の理由
 3. 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許申請等との関係で、明らかな不利益が生じる。
 4. その他学府においてやむを得ない事由があると認められる場合



学術ジャーナル等に掲載された論文で学位を取得する場合、論文は公開できないのではないのでしょうか？

学位論文におけるインターネット公開を認めている出版社もあります。著作権情報は図書館リポジトリ係がお調べします。お気軽にお尋ねください。



学位審査後、論文の内容を元に著書を発表する予定です。この場合学位論文をリポジトリで公開することに問題はないのでしょうか？

出版社の方針をご確認ください。学位論文のインターネット公開が認められていない場合は<やむを得ない事由: 3>として、「インターネット公表確認書」にその旨をご記入の上、学務担当係へご提出ください。



諸事情につき、一度公開した学位論文を非公開にしたいのですが...

まず、指導教員の先生にご相談のうえ「インターネット公表確認書」を再度学務担当係へご提出ください。確認書が受理されましたら、本文を非公開とすることができます。

詳しくは図書館Webサイト「博士論文のインターネット公表について」をご覧ください。

